

フランスにおける広域行政組織について

フランスの国家体制

国家体制 = **単一制国家**
 地方公共団体の階層構造 = **3層制**

中央政府

○中央
 ・大統領制

○地方機関

※基礎データ

面積 (km ²)	人口 (千人 1999)
547,000	58,520

※ 共和国の地方公共団体は、市町村(communes)、県(département)、州(régions)、特別地位を持つ公共団体(collectivités à statut particulier)、ならびに第74条に定められた海外公共団体(collectivités d'outre-mer)である。(憲法第72条第1項)

※ レジオンは国の経済政策の推進団体として1964年に創設。当初は経済的、社会的開発という特定役務を執行していたが、1982年広域自治体として位置付けられた。なお、レジオン地方長官が国の代表として設けられている。

※ デパルトマンはフランス革命後に作られた人為的区画。1982年にプレフェ(官選知事)は廃止されたが、従来のプレフェは地方長官として警察権その他の権限を行使し、地方に対する監視者としての権限(行政裁判所、会計検査)を有する。

※ コミューンの首長(メール)は、国の代表としての面を有する。

* 欄の数字は、日本を分母として対比した倍率。

地方公共団体

《広域自治体》

レジオン

- 職業訓練の一部
- 高等学校
- 州の国土開発計画の策定
- 広域公共交通 等

団体数(1999)	*	平均面積(km ²)	*	平均人口(千人)	*
26	0.55	21,038	2.62	2,251	0.83

デパルトマン

- 中学校
- 地域間公共交通
- 家族支援政策、障害者・高齢者施設 等

団体数(1999)	*	平均面積(km ²)	*	平均人口(千人)	*
100	2.13	5,470	0.68	585	0.22

《基礎自治体》

コミューン

- 小学校・幼稚園・保育所
- 都市計画・市道
- 廃棄物収集・清掃 等

団体数(1999)	*	平均面積(km ²)	*	平均人口(千人)	*
36,565	20.53	15	0.07	1.6	0.02

フランスにおける基礎自治体間の広域行政組織

コミューンの状況

- フランスの地方自治体は、広域自治体であるレジオン、デパルتمان及び基礎自治体であるコミューンの3層構造となっている。基礎自治体であるコミューンは、36,673団体(2008.1現在)と極めて多く、約9割が2,000人未満(6割は500人未満)となっている。行財政基盤が脆弱であり、このため、コミューン間の広域行政組織が発達している。
- 部分的な事務の共同処理を行う「コミューン事務組合」や、広範な事務の共同処理のため固有の財源を持つ「コミューン共同体」、「都市圏共同体」、「大都市共同体」などの制度が設けられている。

主なコミューン間の広域行政組織の概要

区 分	処理事務等	財 源	固有財源(税)	現在数(2008.1)
①コミューン事務組合 (日本の一部事務組合、広域連合に相当。)	○例えば、下水道、上水道、地域開発、ごみの収集・処理等を行う。	○構成団体からの負担金 ○事業収入 etc	なし	16,133
②コミューン共同体(CC) (農村・準都市地域を対象)	○義務的権限(地域整備、経済開発) ○選択的権限(環境保護・開発、住宅・生活環境政策、道路建設・維持管理、文化・スポーツ・教育施設の建設・維持管理)	○税収 ○国の交付金 ○事業収入 etc	・単一職業税 ・3税付加税 etc	2,393
③都市圏共同体(CA) (都市地域を対象)	○義務的権限(経済開発、地域整備、住宅政策、都市政策) ○選択的権限(道路、下水道、上水道、環境政策、文化及びスポーツ施設)	○税収 ○国の交付金 ○事業収入 etc	・単一職業税 ・3税付加税 etc	171
④大都市共同体(CU) (大都市地域を対象)	○義務的権限(経済、社会、文化分野に関する開発及び整備、地域整備、住宅政策、都市政策、共同サービス(上下水道、葬儀、消防、救助)、環境政策)	○税収 ○国の交付金 ○事業収入 etc	・単一職業税 ・3税付加税 etc	14

(注1)「単一職業税」とは、職業税を構成コミューンの税源から外し、広域行政組織の固有財源とし、その全域に同一税率で課す職業税である。

(注2)「3税付加税」とは、職業税以外の主要3地方税(既建設固定資産税、非建設固定資産税、住居税)に対する付加税を指す。